

流山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024

1 目的

流山市耐震改修促進計画（令和4年3月改定。以下「促進計画」という。）に基づいて、令和7年度までに住宅の耐震化率95%とする目標の達成を目指すと共に、小学校通学路沿いの危険コンクリートブロック塀の除却を促進するためには、住宅等所有者の経済的負担の軽減を図ると共に、改修等事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及を進めることが重要である。

流山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を毎年度、更新・策定することで、住宅の耐震化及び小学校通学路沿いの危険ブロック塀の除却を促進するための取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図ることにより、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、促進計画 第3.10「流山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成・公表」に基づき策定する計画である。

3 令和5年度の評価

令和5年度の耐震診断補助、耐震改修補助及び小学校通学路沿いの危険コンクリートブロック塀除却等補助の申請件数は、いずれも令和4年度と比較すると減少した。これは、令和4年度が新型コロナウイルスによる制限が撤廃され、自粛していた市民に対して支援を行えたことに対し、令和5年度は、啓発活動を開始してから9年が経ち、耐震改修等を希望する市民への支援が、ある程度行き渡ったためと考えられる。そのため、更なる充実を図るため、令和5年10月1日から耐震診断補助及び耐震改修補助の対象を平成12年までに建築された住宅に拡大したところ、耐震診断補助の申請件数が9月以前より増加した。さらに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により、市民の耐震意識が高まり、耐震相談が急増している。また、小学校通学路沿いの危険コンクリートブロック塀においては、特に危険としていた2件が除去されたことは、これまでの啓発活動によるものと考えられる。

令和6年度では、対象範囲拡大の周知を行いながら、関心を持つ市民に対しての説明を重点的に行っていくこととする。

4 令和6年度の取り組み内容

(1) 財政的支援

- ア 平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施。
- イ 昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの耐震診断費（予備診断）に対する一補助を実施。
- ウ 平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施。
- エ 小学校通学路沿いの危険コンクリートブロック塀等除却工事費等に対する一部補助を実施。

耐震診断・改修及びブロック塀等除却補助実績と目標

	令和6年度	令和5年度	
	目標	実績（達成率）	目標
耐震診断補助件数	20件	10件（50%）	20件
分譲マンション耐震診断費補助件数	1件	0件（0%）	1件
耐震改修補助件数	10件	7件（70%）	10件
ブロック塀等除去補助件数	30件	11件（36.7%）	30件

(2) 専門技術者の養成・紹介体制の整備

- ア 耐震改修事業者に対し、ちば安心住宅リフォーム推進協議会の開催する講習会へ参加を促し、技術力の向上を図る。
- イ 耐震改修事業者向けオンライン講習会を実施する。
- ウ 流山市木造住宅耐震診断士の名簿を市のホームページ及び建築住宅課窓口で公開する。
- エ 耐震改修事業者のリスト（過去に補助事業の実績のあった業者）を、市のホームページ、建築住宅課窓口及び流山市耐震補強支援センターの窓口で公表する。
- オ 市内のブロック塀等除却施工業者のリスト（過去に補助事業の実績のあった業者）を市のホームページ及び建築住宅課窓口で公開する。

専門技術者の養成・紹介体制の整備に関する

前年度の取り組み実績・課題・改善策

令和5年度取組実績	
<ul style="list-style-type: none">・日本建築防災協会の耐震支援ポータルサイトを利用し、流山市耐震診断士、流山市耐震補強支援センター登録業者を対象としたオンライン講習を実施した。・流山市木造住宅耐震診断士の名簿をホームページで公開した。（登録耐震診断士14名）・過去5年間で耐震改修の実績のある施工業者のリストを市のホームページ及び建築住宅課の窓口で公表した。・耐震補強支援センターを通じて、耐震改修事業者を紹介した。・過去5年間でブロック等除却補助事業の実績のある市内事業者のリストを市のホームページ及び建築住宅課の窓口で公表した。・流山商工会議所及び流山建設業協同組合を通じて、ブロック塀除却の施工業者を紹介した。	
課題	改善策
<ul style="list-style-type: none">・新規で登録を希望する建築士も少ないため、将来耐震診断士の不足が懸念される。	<ul style="list-style-type: none">・耐震診断士登録の制度について、市内の建築士に周知し、人材確保を図る。

(3) 市民への普及啓発等

ア 耐震改修の必要性及び補助制度概要の周知普及

(ア) 市民まつり等において、ブース設置による一般市民向けの説明会や無料診断会を開催する。

(イ) 広報「ながれやま」へ掲載する。

(ウ) ホームページへ掲載する。

(エ) パンフレットを窓口や説明会時等で配布する。

(オ) 出張耐震相談及び無料診断のPRを積極的に行い、補助金申請につなげる。

(カ) 自治会に対してパンフレットの回覧を依頼する。

イ 相談窓口等の設置

(ア) 建築住宅課内に「耐震相談・簡易耐震診断窓口」を設置し、市民が耐震に関する相談をしやすい環境を整える。

(イ) 流山市耐震補強支援センターと連携し、出張耐震相談を実施する。

- ウ 耐震診断助成事業及び耐震改修助成事業の対象となる住宅（以下、「対象住宅」という。）の所有者へ耐震診断及び耐震改修に関する直接的な働きかけ
 - （ア）対象住宅の所有者に対し実施計画に基づき戸別訪問を行う。
 - （イ）市税（固定資産税・都市計画税）の案内通知に耐震診断・耐震改修の補助制度の案内を掲載する。
 - （ウ）耐震診断時に、所有者に対し耐震改修を促すパンフレット等を配布する。
 - （エ）耐震診断後、1年以上経過してもなお耐震改修を行っていない所有者に対して、啓発文等を送付する。
 - （オ）市職員による簡易診断（簡易的な耐震診断）後、1年以上経過してもなお耐震診断を行っていない所有者に対して、啓発文等を送付する。
- エ 小学校通学路沿いの危険ブロック塀等の除却の推進対策
 - （ア）対象ブロック塀の所有者に対して戸別訪問を行い、直接的な働きかけを行う。
 - （イ）危険ブロック塀等の改修の必要性について、広く理解を得るために、学校（新設小含む）と連携し取り組む。

市民の普及啓発等に関する前年度の取り組み実績・課題・改善策

令和5年度取組実績

- ・市民まつりで耐震啓発を行うと共に、耐震ブースを設けて個別相談を行った。
- ・令和5年度建築士による「住まいの建築相談会」で耐震改修の必要性及び補助制度を説明した。
- ・流山市主催の「ホームサバイバルトライアルの勧め」の講演会で耐震関係の補助金資料を配布し周知を行った。
- ・広報「ながれやま」及びホームページによる耐震改修補助制度のPRを行った。
- ・流山市耐震補強支援センターと連携し、出張耐震相談を実施した。（出張耐震相談14件のうち6件が耐震診断、1件が耐震改修を実施）
- ・市税の案内通知に耐震診断・耐震改修の補助制度の案内を掲載した。
- ・市内の北・中部地域に属する105自治会を対象にパンフレットを配布した。

<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断時に、耐震改修を促すパンフレットを配布した。 ・耐震診断後、1年以上経過しても耐震改修を行っていない所有者に対して、耐震改修を促すパンフレットを送付した。(対象38名) ・無料診断後、1年以上経過しても補助を活用して耐震診断を行っていない所有者に対して、耐震診断を促すパンフレットを送付した。(対象7名) ・小学校通学路沿いのブロック塀で安全性が確認できないものの所有者に対し、戸別訪問を行った。(対象学区：東深井小、西深井小、新川小、江戸川台小、西初石小、八木北小、小山小、おたかの森小、おおぐろの森小、鱈ヶ崎小) 	
課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・出張耐震相談や簡易診断の申込が少なかった。 ・「住まいの建築相談会」では参加人数が想定よりも少なかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張耐震相談・簡易診断は無料で行え、その後の補助申請にもつながりやすいため、これらのPRを積極的に行い、気軽に利用できる環境を整える。 ・「住まいの建築相談会」の実施のPRをさらに積極的に行う。また開催場所を地域の自治会館等とし、地域住民が足を運びやすくする。

5 アクションプログラムの公表方法

毎年度更新し、4月にホームページにて公開する。また、内容に変更が生じた場合は、速やかにホームページにて公開する。